

## 5 月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

〒555-0024

大阪市西淀川区野里1-12-20ハイツ守山202

世古年幸税理士事務所

代表 税理士 世古年幸

TEL 06-6477-7890

FAX 06-6477-7897

メール [seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp](mailto:seko.taxoffice@sound.ocn.ne.jp)ホームページ <http://www.seko-tax.com/><http://www.healing-tax.com/>

## 1 ごあいさつ

今月、事務所便り第30号を発行させていただきます。

みなさんGWはどのように過ごされましたでしょうか？

今月は、GW中に撮影してきた写真を掲載させていただきます。



(写真は、和歌山県田辺市にある關鷄神社にて撮影しました)

今月発行の事務所便りの内容としましては、税金よりのピックアップとしまして、**マイナンバー制度について その2、最近の税務関連状況**、税金以外のテーマとしまして**経皮毒について その1**を書いております。皆さんのご参考になれば、うれしく思います。

## 2 マイナンバー制度について その2

平成28年1月からマイナンバー制度が開始されま

す。税理士、または事業主さんは、従業員さんなどの個人番号を教えていただき、その番号が漏えいしないように管理しないといけなくなります。重要な制度ですので、今月も引き続きマイナンバー制度の内容をご紹介していくことにします。



(写真は、熊野本宮大社の大斎原です)

**○従業員の扶養家族のマイナンバー（個人番号）を取得するときは、事業者が扶養家族の本人確認も行わなければならないのでしょうか？**

扶養家族の本人確認は、各制度の中で扶養家族のマイナンバーの提供が誰に義務付けられているのかによって異なります。

**年末調整**では、従業員が、事業主に対してその扶養家族のマイナンバーの提供を行うこととされているため、**従業員がその扶養家族の本人確認を行う必要があります。**

なので、この場合、**事業者が扶養家族の本人確認を**

## 行う必要はありません。

上記以外の場合で、事業者が扶養家族の本人確認を行う必要がある場合もあるようですので、注意が必要です。

**\*手続きごとに扶養家族の本人確認を行う必要がある・ないが違うようなので、マイナンバー制度の開始当初は、事務処理が多少混乱するかもしれません。**

## ○国税分野における個人番号・法人番号の利用範囲にはどのようなものがありますか？

国税分野では、国税の賦課又は徴収に関する事務等に個人番号を利用することができます。

なお、**法人番号は、個人番号とは異なり利用範囲の制約がありませんので、自由に利用することができます。**



(写真は、熊野本宮大社の大斎原です)

## ○社会保障・税番号制度の導入により、税務行政にどのような影響があるのですか？

社会保障・税番号制度の導入により、国税当局に提出される申告書・法定調書等の税務関係書類に個人番号及び法人番号が記載されることとなり、法定調書の名寄せや申告書との突合がより正確かつ効率的に行えるようになることから、所得把握の正確性が向上し、適正・公平な課税につながるものと考えています。

また、社会保障・税番号制度の導入に伴う納税者利便の向上策として、

- ① 住宅ローン控除等の申告手続きにおける住民票の添付省略
- ② 国と地方にそれぞれ提出する義務のある給与・年金の源泉徴収票・支払報告書の電子的提出の一元化

などの検討を進めているところです。

**\*納税者がより利便性が向上する制度になることを期待したいと思います。**

## ○社会保障・税番号制度の導入に向けて、国税当局はどのような対応をしているのですか？

社会保障・税番号制度の導入により、国税当局に提出される申告書・法定調書等の税務関係書類に個人番号及び法人番号が記載されることとなり、法定調書の名寄せや申告書との突合がより正確かつ効率的に行えるようになることから、個人番号・法人番号が記載された申告書や法定調書の受付・読み取りなどが可能となるよう、国税関係システムの整備を進めています。

**\*提出する書類に個人番号及び法人番号を記載しないといけなくなりますので、これまでより書類作成に時間を要することになります。**



(写真は、熊野本宮大社近くの川湯温泉の風景です)

## ○税務関係書類は、どのような人の個人番号・法人番号を記載することになるのですか？

具体的には、

- ① 申告書等を提出される方
- ② 申告書等に記載された所得税の控除対象となる配偶者及び扶養親族
- ③ 申告書等に記載された青色事業専従者及び白色事業専従者
- ④ 源泉徴収義務者等を経由して税務署長等に提出すべきこととされている申告書等を提出される方及び当該申告書を受理した源泉徴収義務者等
- ⑤ 法定調書の対象となる金銭等の支払等を受ける方その他法定調書に記載すべき方（控除対象扶養親族等）

の個人番号・法人番号の記載が必要となります。

**\*事業所内で勤務されている方及びその扶養親族の個人番号は必ず記載しないといけなくなります。**

### 3 最近の税務関連状況

最近の税務関連で新聞等に取り上げられている事項をご紹介します。

#### 税務調査関連

日経新聞に「領収書 スマホ撮影→保存 原本廃棄で経費減 財務省、来年にも緩和」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・規制を緩める対象となるのはタクシー代のほか、接待に使った飲食代、業務にかかわる書籍代などの領収書。財務省は不正の防止策を経済界と詰めたうえで、今秋にも16年度の税制改正を決める与党の税制調査会に提案。来年中の省令改正をめざす。
- ・スキャナーの利用は今年9月から3万円以上の領収書も認められる運びとなっているが、**経済界には使える機器がスキャナーに限定されていることへの不満が強い。**
- ・**財務省はスマホなどを使って取り込んだ領収書についても金額にかかわらず認める検討に入った。**
- ・経団連によると、国内企業が領収書などの税務書類を保管する費用は年間3千億円に上る。今回の制度見直しを実現すれば大幅な施経費の削減が見込まれ、企業の競争力向上にも役立つ。

などと書かれておりました。

\*この制度見直しを実現すれば、領収書を1枚1枚用紙に貼り付ける手間が省けるので、それに費やしていた時間を他に利用できるの、早く実現してもらいたいです。



(写真は、川湯温泉の前を流れる大塔川を撮影しました)

#### マイナンバー制度関連

日経新聞に「企業の年金未納特定早く 政府、マイナンバー活用 強制徴収を本格化」の記事が掲載されておりました。

記事の内容は、

- ・**政府は2016年から始まるマイナンバー制度を活用して年金制度を改善する方針だ。**負担能力があるのに厚生年金保険料を国に納めていない企業を17年から迅速に割り出し、効果的な督促や強制徴収につなげる。**未納者を減らし、制度の公平性を高める狙い。**
- ・特に効果が期待されるのが未納対策だ。企業が従業員分を集めて納める厚生年金の保険料は、全国の約250万の事業所のうち約80万事業所で未納がある。
- ・政府は17年から対策に企業版マイナンバーを使う。**番号による一元管理で国税庁が持つ企業の源泉徴収データを日本年金機構が共有できるようになり、従業員に給与を払っているのに厚生年金保険料を納めていない企業を簡単に割り出せる。**
- ・自営業者らが入る国民年金の未納対策にも役立つ。現在は市町村からもらう所得情報とつき合わせて、強制徴収の対象となる所得400万円以上で7カ月以上の未納者を割り出しているが、マイナンバーなら自動的に特定できる。

などと書かれておりました。

\*給料から天引きした保険料を企業が国に納めていない「消された年金」への対策には効果がありそうです。



(写真は、熊野古道中辺路ルートにて撮影しました)

## 4 経皮毒について その1

「食」「健康」「ストレス緩和」「癒し」に関連したテーマについて毎回書いていくことにしております。

今回は、新しいテーマとして「経皮毒」を取り上げてみます。

### 「経皮毒」とは

毒物が体内に入る経路には3種類あり

- 1 口から入る経口吸収
- 2 空気を介して吸い込む経鼻吸入
- 3 皮膚から直接入ってくる経皮吸収

上記のうち3番から体内に入ってくる毒が「経皮毒」になります。

一度体内に入ってしまうと体外に出ていきづらいため「**出口のない毒**」ともいわれるようです。

### 「経皮毒」はどのような製品に含まれているのか？

「出口のない毒」ともいわれる「経皮毒」は、どのような製品から体内に入ってくるのかということですが、主な製品を挙げてみますと

- ・歯磨き剤
- ・ボディソープ
- ・化粧水
- ・洗顔クリーム
- ・コスメ類
- ・入浴剤・バスオイル
- ・シャンプー
- ・リンス

などです。

みなさんが日常使われている日用品に含まれています。

できる限り化学物質が含まれた上記の日用品の使用は控えられるのが良いと思われまます。

### 「経皮毒」はどうして問題なのか？

問題は大きく分けて3つあるようです。

その3つとは

- 1 皮膚から吸収される化学物質である
- 2 体内で分解されにくく、体外に排泄されにくい
- 3 種類が多く複合的な因果関係・副作用が不明

とのこと。

今回は紙面のスペースの関係でここまでとさせていただきます。続きは次号にて取り上げさせていただきます。

### 【参考文献】

- ・監修 医学博士 真弓定夫 「子ども法廷シリーズ② 出口のない毒 経皮毒」 美健ガイド社
- ・経皮毒研究会 (WEB サイト)

## 5 編集後記

GW の4連休は、実家がある和歌山県田辺市に帰省しておりました。

大阪からの友人をご案内するのに熊野本宮大社や川湯温泉、天候が良ければ熊野古道(中辺路ルート)を散策することになっていたのですが、熊野古道を歩く日が雨になってしまい、その日の予定を変更しました。それで連休の最終日道の駅から少し歩けば行ける場所をご案内しました。その時に撮影したのが、下の写真です。



2枚の写真のうち上の写真が、熊野古道のうち世界遺産に認定された入口となる「滝尻王子」、下の写真が「牛馬童子像」です。牛と馬の背中にまたがっている像なので、その名前がついているのだと思われまます。

車で道の駅に駐車して熊野古道を少しだけ散策することも可能ですので、よかったら一度訪れてください。

今月も最後までお読みいただきありがとうございました。